

戦略物質の税関における取扱いについて

	昭和 38 年 9 月 16 日蔵関第 1234 号
改正	昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 645 号
改正	昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 999 号
改正	昭和 61 年 4 月 1 日蔵関第 303 号
改正	昭和 62 年 11 月 9 日蔵関第 1122 号
改正	平成 6 年 3 月 31 日蔵関第 331 号
改正	平成 8 年 9 月 12 日財関第 747 号
改正	平成 13 年 1 月 6 日財関第 4 号

税関における通常兵器関連貨物（輸出貿易管理令別表第 1 の 5 から 15 の項に掲げる品目をいう。以下同じ。）の輸出及び輸入に係る輸入証明書（Import Certificate 以下「IC」という。）及び通関証明書（Delivery Verification 以下「DV」という。）については、下記取扱いにより処理されたい。

（注） 「輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領」（平成 8 年 9 月 5 日 8 貿局第 372 号輸出注意事項 8 第 16 号）を参照。

記

1. 輸出の取扱い

経済産業大臣から税関長に輸出の許可権限が委任されているものについては、輸入国の DV を要求することは必要でない。

2. 輸入の取扱い

DV は税関が発給することとなるので、その取扱いは次によること。

- (1) DV の発給は、輸入者より要求のあったものにつき、税関関係手数料令（昭和 29 年政令第 164 号）の規定に基づく証明手数料を徹して行うこと。
- (2) この発給は、我が国の外国貿易管理に関する諸法令の下に入ったことに関する証明であるので、保税蔵置場に入れられるものについては、蔵人承認したとき、保税工場に入れられるものについては、移入承認したとき、総合保税地域に入れられるものについては、総保入承認したとき、輸入許可前に引き取られるものについては、許可前引取承認のとき、その他のものについては、輸入許可のときに、それぞれ行うこと。
- (3) DV はさきに発給された IC とともに、輸出国において事後審査に供されるものであるため、DV の発給は、輸入者から税関確認用 IC を提出させ、当該貨物はその輸入に際し、IC を取得したものであることを確認するとともに、輸入申告書類等と十分対査の上、慎重に行うものとし、DV を発給したときは当該 IC 裏面の各欄に DV 記載の数量、金額等を DV 発給の都度記入し、税関、支著又は出張所名及び担当者確認印を押

なつすること。

- (4) DV 発給に関する事務は、当該貨物を通関した税関、支署又は出張所において行い、DV 様式の税関証明欄の証明については次によること。
- (5) DV は原本 (Original) 及び副本各 1 通からなるが、原本 (タイプ第 1 面をこれに充てること。) 1 通を輸入者に交付し、副本の交付は行わないこと。
- (6) 署名は収納課長又はその代理者が行うこと。
- (7) DV の記載は署名を除き、必ずタイプライター又はワープロセッサーを用い、かつ、記載事項のまっ消訂正を行わず、訂正の必要あるときは、新たに作成し直すこと。
- (8) 同一貨物について重複して DV を発給しないよう注意し、また、理由のいかんにかかわらず再交付は行わないこと。
- (9) DV を紛失した等の理由により、証明を再申請してきた場合は、事情調査のうえやむを得ないものについては、税関関係手数料令の規定により、証明手数料を徹し、次により証明を行うこと。
 - イ 証明の内容及び証明を必要とする事由を、英文で記載した証明書交付申請書 (税関様式 C 第 8020 号) 2 通に、発給済 DV の写し (税関保管の DV 副本によって作成すること。) をそれぞれ添付して提出させる。
 - ロ 提出された前記イの申請書 1 適に、税関は同申請書に添付されている DV を発給した旨を、英文で証明し、添付 DV の写しに押印の上、申請者に交付すること。

(表 面)

税関確認用

番号
No.

日本経済産業省
Government of Japan
Ministry of Economy,
Trade and Industry

国際輸入証明書
INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

輸 入 者 (氏名および住所) Importer (name and address)	備 考 Remarks	
輸 出 者 (氏名および住所) Exporter (name and address)		
貨物内容明細 (商品名、型および等級) Description of goods	数量 (個数、重量) Quantity	価 格 Value(FOB・CIF・etc)
<p>輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認または許可なくして他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。</p> <p>It is hereby certified that the importer has undertaken to import in to Japan the above mentioned goods or, if they are not imported not to divert them to another destination except with the authorization of the competent Japanese authority.</p>		
<p>(注) 1 この証明書は、通関証明書 (Delivery Verification Certificate) の発給申請の際税関確認用として発行するもので、上記記貨物の正規の輸入証明書または輸入承認証と解してはなりません。</p> <p>2 上記貨物を数回に分割して通関した場合には、通関証明書発給申請のつどこの証明書の裏面にその数量および価額を記入して税関の確認を受ける必要があります。</p>		
日付 Date : _____	署 名 Signature ; _____	
	職 名 Title : _____	
(Official stamp)		

(裏 面)

	通関証明書番号 および発給月日	数 量	価 格	備 考	税関確認印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

日 本 国 税 関
Japanese Customs Service

番号
No.

通 関 証 明 書
DELIVERY VERIFICATION CERTIFICATE

輸 入 者 (氏名および住所) Importer (name and address)	国際輸入証明書 Corresponding International Import Certificate 番号 No.	
輸 出 者 (氏名および住所) Exporter (name and address)	備 考 Remarks	
貨物内容明細 (商品名、型および等級) Description of goods	数 量 (個数、重量) Quantity	価 格 Value(FOB・CIF・etc)
<p style="text-align: center;">上記貨物は輸入され U 本国の外国貿易管理に関する諸法令の適用をうけるようになった旨を、輸入者が立証していることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">It is hereby certified that the importer has produced evidence that the goods specified above have been delivered and brought under the Japanese foreign trade regulations</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"><p>日付 署 名 Date : _____ Signature ; _____</p><p>職 名 Title : ; _____</p></div> <p>(Official stamp)</p>		